

セーフティネット保証5号に係る中小企業者の認定の取扱いが変わります  
～平成24年11月1日以降の認定申請分から適用～

平成24年11月1日以降の認定申請分から、セーフティネット保証5号に係る中小企業者の認定に関する取扱いが変更されます。

指定業種の変更については、本年8月31日に中小企業庁が公表しておりますが、この他、認定基準について、複数の事業を行う中小企業者(以下、「兼業者」という。)の適用方法が変更され、同一要件であっても、兼業者の類型により認定申請書の様式が異なります。

〔主な変更点〕

○指定業種の変更

平成19年11月改訂版の日本標準産業分類の「細分類 686業種」を指定  
【指定業種リスト】(中小企業庁HPへのリンク)

[http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)

(注)平成24年10月31日申請分までは平成14年3月改訂版の日本標準産業分類の「中分類 82業種」。適用する日本標準産業分類の版も変更。

○認定基準

指定業種に属する事業を行う中小企業者で、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- (イ)最近3か月間の売上高等(※)が前年同期比で5%以上減少。
- (ロ)製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。
- (ハ)円高の影響により、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等(※)が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる。

(※)下線部は「月平均売上高等」から「売上高等」(3か月間の合計)に変更

○兼業者の類型

〔兼業者要件1〕

行っている事業が全て指定業種に属する。

〔兼業者要件2〕

主たる事業が属する業種(主たる業種)が指定業種に該当する。

〔兼業者要件3〕 <追加>

1以上の指定業種(主たる業種かどうかを問わない)に属する事業を行っている。

### 【中小企業者の類型と確認事項の整理】

平成24年10月31日までの取扱いでは、単一事業者、兼業者要件1及び2の類型を認定対象としておりましたが、平成24年11月1日以降は兼業者要件3も認定対象に追加されます。

中小企業者の類型により、認定基準に関する確認事項が異なるため、同じ認定基準であっても様式が異なりますので、ご注意ください。

事業者の類型	認定基準の適用関係	認定基準(イ) 適用様式	認定基準(ロ) 適用様式	認定基準(ハ) 適用様式
単一事業者 (1つの指定業種のみ)	企業全体	(イ)－①	(ロ)－①	(ハ)－①
兼業者要件1 (全て指定業種)	企業全体	(イ)－①	(ロ)－①	(ハ)－①
兼業者要件2 (主たる業種が指定業種)	・主たる業種 ・企業全体	(イ)－②	(ロ)－②	(ハ)－②
兼業者要件3 (1以上の指定業種)	・指定業種の全体への影響 ・企業全体	(イ)－③	(ロ)－③	(ハ)－③

平成24年11月1日以降の認定の概要について、詳細はこちらをご覧ください。

### 【セーフティネット保証5号に係る中小企業者の認定の概要】

・認定申請書等の様式については下記添付ファイルをご確認ください。

### 【認定に必要な書類】

(イ)(ロ)(ハ)共通

- ・法人の場合:登記事項証明書(原本)
- ・個人の場合:所得税確定申告書(写し)
- ・認定者以外の者が認定申請書を持参する場合の委任状。

### <(イ)の認定に必要な書類>

- ・1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合 認定申請書(イ①)2枚
- ・主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合 認定申請書(イ②)2枚
- ・指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合 認定申請書(イ③)2枚
- ・①②③の売上高等の数値の根拠が確認できる書類の写し

<(ロ)の認定に必要な書類>

- ・1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合 認定申請書(ロ①)2枚
- ・主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合  
認定申請書(ロ②)2枚
- ・指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できないことによって認定基準を満たす場合  
認定申請書(ロ③)2枚
- ・①②③の売上高等の数値の根拠が確認できる書類の写し

<(ハ)の認定に必要な書類>

- ・1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合 認定申請書(ハ①)2枚
  - ・主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合  
認定申請書(ハ②)2枚
  - ・指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合  
認定申請書(ハ③)2枚
  - ・①②③の売上高等の数値の根拠が確認できる書類の写し
- ・円高の影響による経営の安定の支障について具体的な理由を記載した書面  
理由書